

第1回 第4次静岡市総合計画策定会議

日時：2021年6月15日（火）

10時00分から11時30分

会場：静岡庁舎新館8階 市長公室

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 第4次静岡市総合計画策定会議設置要綱について 資料1
- 4 議題
 - (1) 計画策定の基本方針 資料2
 - (2) 基本構想の考え方 資料3
 - (3) 計画の体系イメージ 資料4
 - (4) その他
- 5 閉会

次回会議（予定） 7月20日（火）10:30～12:00

〈参考資料〉

- ・ 参考1 総合計画の章立てイメージ
- ・ 参考2 人口動態に関する基礎データ
- ・ 参考3 準備会議（4/14）における各局・区の意見
- ・ 参考4 参考文献

第4次静岡市総合計画策定に係る庁内策定会議設置要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、関係部局の協議及び調整のもとに、第4次静岡市総合計画の案（以下「計画案」という。）を作成するため、庁内策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画案の作成に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画案の策定に関し市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は市長の職にある者を、副会長は副市長の職にある者2人を、会員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、策定会議の会務を総理し、会議を代表する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議の会議は、会長が招集する。

- 2 策定会議は、会員（副会長を含む。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 策定会議は、第2条各号に掲げる所掌事項に関して、詳細な調査等を進めるために、必要があると認めるときは、策定会議に部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は企画局企画課において処理するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名
教育長
公営企業管理者
市理事（総務局理事）
市理事（経済局理事）
連携調整監
危機管理統括監
総務局長
企画局長
デジタル統括監
財政局長
市民局長
葵区長
駿河区長
清水区長
観光交流文化局長
環境局長
保健福祉長寿局長
子ども未来局長
経済局長
都市局長
建設局長
会計管理者
消防局長
上下水道局長
教育局長
選挙管理委員会事務局長

人事委員会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長
議会事務局長
保健衛生医療統括監
保健所統括監
海洋文化都市統括監
農林水産統括監

第 4 次静岡市総合計画の策定に関する基本方針

1 4次総の基本的な考え方

第 3 次総合計画を充実・強化させるため、総合戦略をはじめ、SDGs を取り入れ、新型コロナウイルス感染症やライフスタイルの変化など、本市を取り巻く環境に適切に対応するものとする。

2 総合計画の体系

4 次総は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成する。

(1) 基本構想 **【構想期間】終期なし**

本市の「まちづくりの目標」と「目指す都市像」を示す。

(2) 基本計画 **【計画期間】8 年間（R 5～1 2 年度）**

基本構想に掲げる「目指す都市像」を達成するため、次の内容を記載する。期間は 8 年間であるが、約 2 0 年後の 2 0 4 0 年を見据え、バックキャストでこの 8 年間で取り組む内容を示す。

- 計画の背景（3 次総までの評価、社会経済情勢、課題整理等）
- 人口推計、土地利用構想（都市空間計画、土地利用計画）
- 総合戦略、SDGs の組み込み
- 地域経営の指針
 - ・ 行政内部の改革（デジタル化、アセットマネジメント等）
 - ・ 官民協働の推進
 - （市民との協働、民間活力の導入、エリアマネジメント推進等）
 - ・ 広域連携の推進（広域行政、5 市 2 町の連携強化）
 - ・ 行政サービスの見直し（オープンデータ、自動化、キャッシュレス等）
- 7 大構想（8 年間で優先的に進める重要政策。各局・区提案による重点施策を集約する。）
- 各行政分野の基本的な方向性（各局が主体的に作成）
- 行政評価制度を活用し進捗管理を実施

(3) 実施計画 【計画期間】 4年間×2 (R5～8年度、R9～12年度)

原則、基本計画に示された7大構想に基づく事業及び各局の重点的な事業について、財政計画との整合を図り、具体的な実施内容等を示す。

3 策定体制

(1) 庁内

- ・「庁内策定会議」の設置

市長を会長とし、計画を決定する。(2役、局長等)

- ・部会の設置

「庁内策定会議」に、「7大構想部会」、「分野別部会」等を設置し、素案を作成する。(企画課職員、関係課職員等)

- ・プロジェクトチームの設置

若手・中堅職員で構成し、企画課職員と共に各作成作業をフォローする。

(2) 市民

- ・市民意見の把握及び情報発信

市民討議会、タウンミーティング、パブリックコメント、市民アンケート等の実施により、市民意見を把握するとともに、計画策定の状況についても情報発信を行う。

(3) 市議会

- ・市議会との協議の場の設置

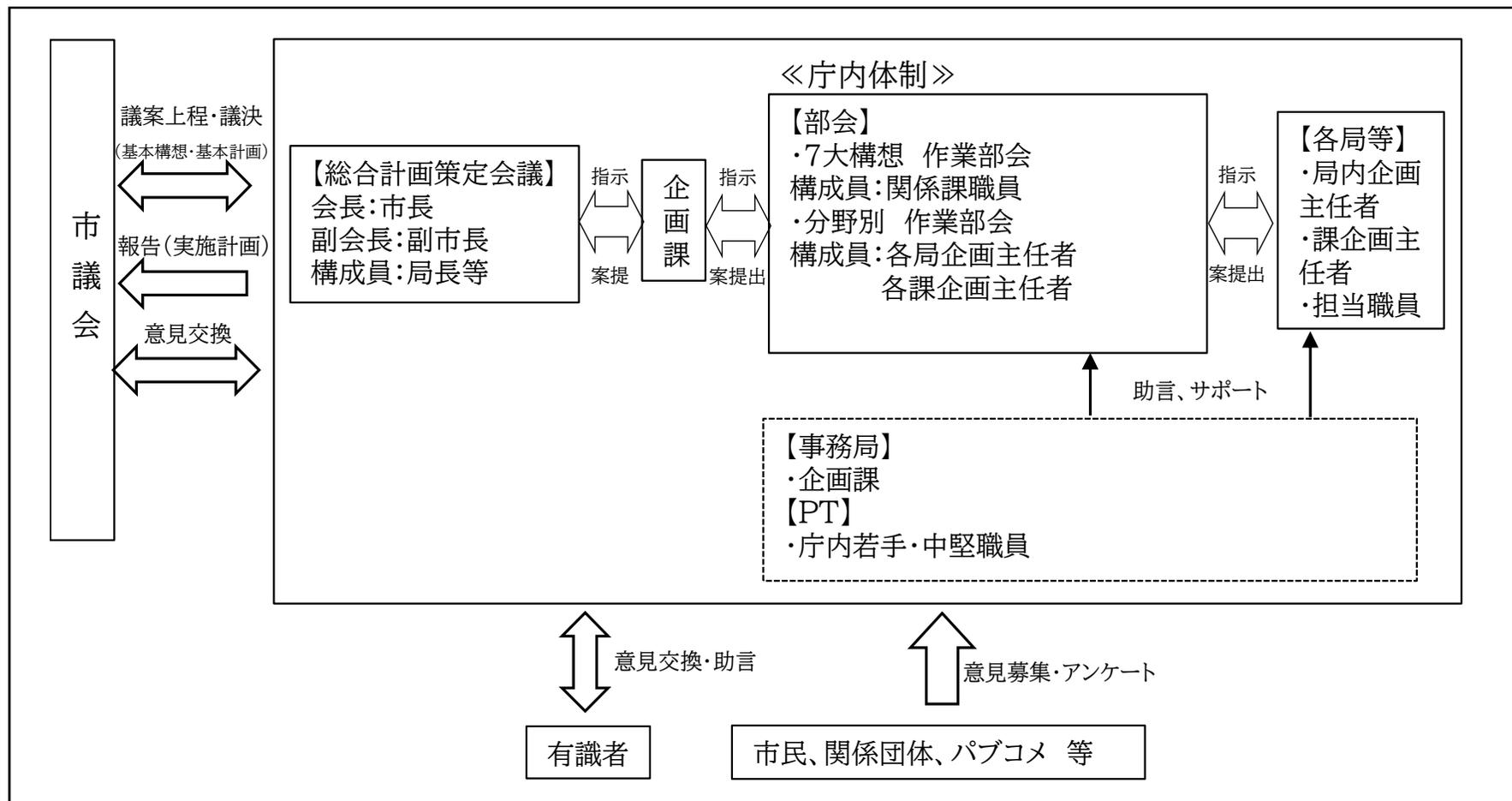
随時、情報提供を行い、意見交換を実施する。

4 策定スケジュール

令和3～4年度の2か年で策定する。

- ・令和3年度 基本構想及び基本計画の骨子の作成
- ・令和4年11月 議会へ基本構想及び基本計画案を上程。議決後、決定
- ・令和5年 2月 議会に実施計画を報告

3 策定体制 別図



策定体制図

4次総における「基本構想」の考え方（案）

1 3次総の基本構想

将来を展望して、目指すまちづくりの目標や都市像を明らかにするもの

- 3次総の最上位の位置付け
- 構想期間は終期なし
- まちづくりの目標：「世界に輝く静岡」の実現
- 目指す都市像：「歴史文化のまち」の実現・「健康長寿のまち」の実現

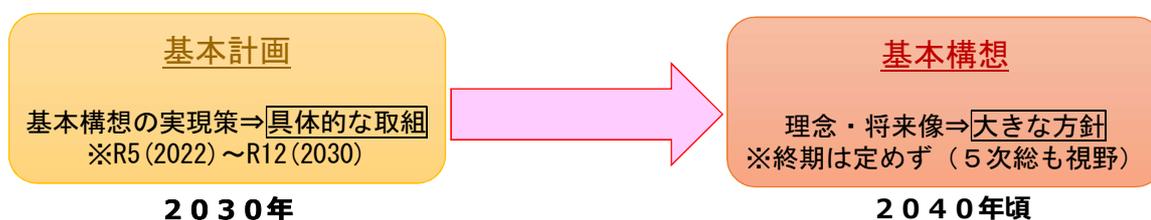
2 策定準備会議での意見

- ・ 目指す都市像について、重点プロジェクトと「直接リンクしているもの」と「そうでないもの」に分かれており、わかりにくいとの意見が多い。基本構想は**抽象的**で**理念的な部分に特化して打ち出すのはどうか。**
- ・ **技術の発展も見据えた超長期の基本構想、見通せる範囲の基本計画、具体的な事業の実施計画の3層構造でいいのではないか。**
- ・ 基本構想の計画期間について、「**概ね〇年間程度**」と**期間を定めること**も検討してはどうか。

3 4次総における基本構想（案）

将来を展望し、まちづくりの目標、目指す都市像などを明らかにする

- 4次総の最上位の位置づけ
- 構想期間の終期はないが、**2040年頃を見据える。**
- 現行の基本構想を**一部改定**する。
- 目指すまちの目標：**「世界に輝く静岡」の実現は継続の方向。**
- **持続可能なまち**の視点を加える
- 大きな方針を定め、バックキャストとして4次総期間中に取り組むべき内容を基本計画で定める。

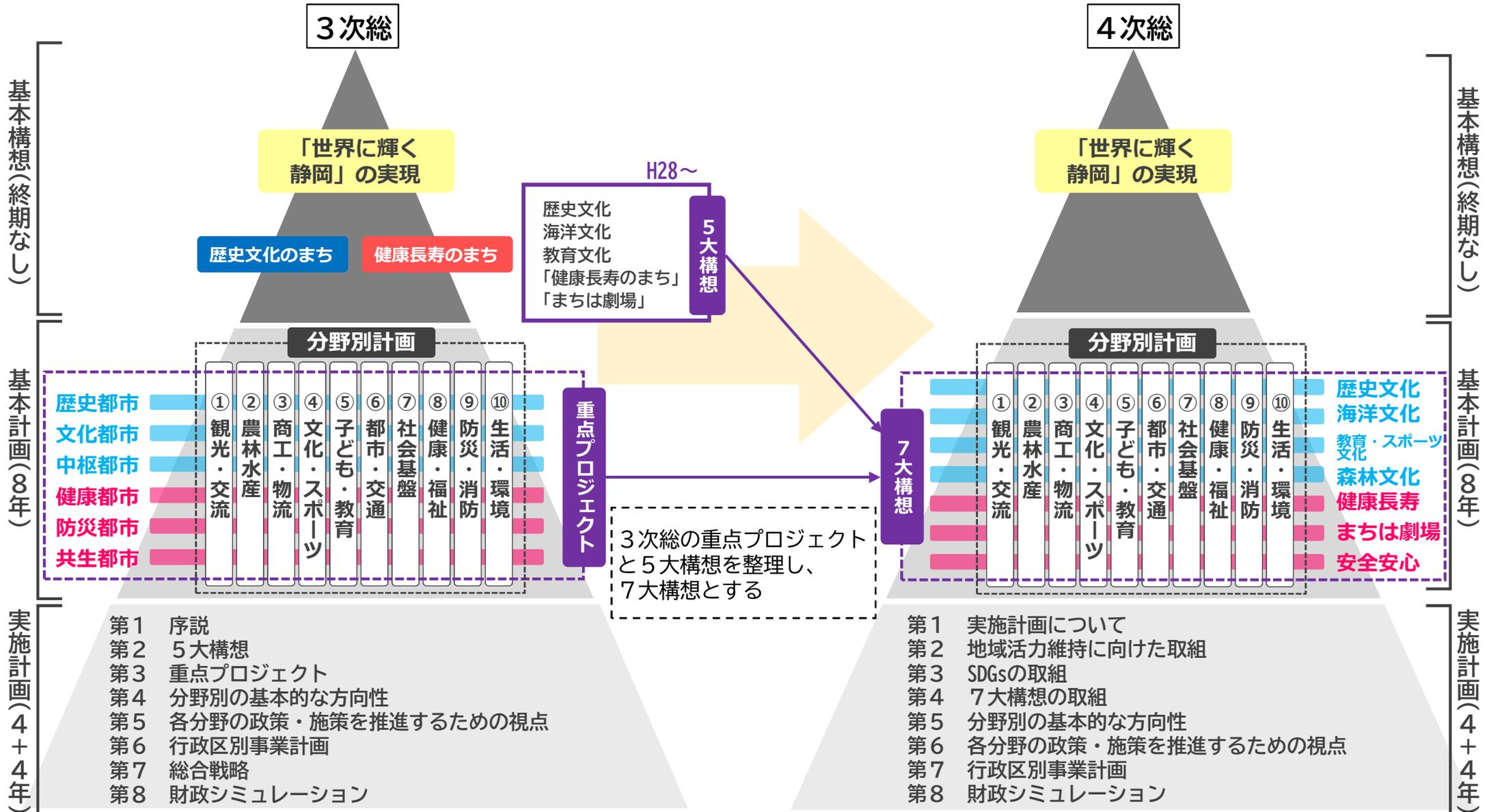


(参考) これまでの静岡市基本構想

	1次総・2次総	3次総	4次総(案)
議決日	平成16年10月12日	平成26年12月12日	
構想期間	概ね平成27年まで	定めず	終期なし ただし、2040年ごろを見据える。
都市像	活発に交流し価値を創り合う自立都市	「世界に輝く静岡」の実現	「世界に輝く静岡」の実現
背景	H15 旧静岡市・旧清水市合併 H17 政令指定都市移行	H18 旧蒲原町と合併 H19 旧由比町と合併 H20 リーマンショック H21 新型インフルエンザ H23 東日本大震災	H27 SDGs採択 H27～ 地方創生 H29 しずおか中部連携中枢都市圏 R1 令和時代スタート R2～ 新型コロナウイルス
項目	1 策定の趣旨 ----- 2 目指すまちの姿 (1) 社会環境の大きな変化 (2) 目指すまちの姿 (3) まちづくりの戦略 ----- 3 まちづくりの大綱 ----- 4 まちの経営システム -----	1 まちづくりの目標 ----- 2 目指す都市像 (1) 「歴史文化のまち」づくり (2) 「健康長寿のまち」づくり ----- 3 市政のさらなる展開 (1) 「創造する力」による「都市の発展」 (2) 「つながる力」による「暮らしの充実」 ----- 4 基本計画の策定	※今後、検討予定
備考	※2次総策定時は、基本構想は改定せず		

計画の体系イメージ

- 基本構想は終期なしとする。
- 基本計画は8年とする。(2023年度～2030年度)
- 実施計画は4年間とし、前期(2023年度～2026年度)、後期(2027年度～2030年度)とする。



5大構想から7大構想へ

- 5大構想では各構想が幅広の要素を含んでいたが、7大構想ではより重点的な要素に絞り込む。
- 拠点づくり、仕組みづくりともに、静岡市固有の特徴、時代の潮流・情勢を勘案し、それぞれ1構想を追加する。

5大構想

拠点づくり

歴史文化

海洋文化

教育文化

仕組みづくり

健康長寿

まちは劇場

成熟した都市に向けた…

広大な中山間地

伝統文化

水源涵養

お茶

わさび

成熟した都市に向けた…

QOLの維持

感染症への対応

激甚災害の増加

7大構想

拠点づくり +1

歴史文化

海洋文化

教育・
スポーツ文化

森林文化

仕組みづくり +1

健康長寿

まちは劇場

安全安心

7大構想構成イメージ

【7大構想の目指す姿】

4つの拠点づくり

- ◆ 歴史文化
- ◆ 教育・スポーツ文化
- ◆ 海洋文化
- ◆ 森林文化



経済の活性化

- ・静岡らしい文化を大切にし、ブランド力を磨きあげることで、地域経済の活性化につなげていく
- ・静岡らしい文化を大切にし、成長産業を確立によりビジネスチャンスを生み出すことで、地域経済の活性化につなげていく

3つの仕組づくり

- ◆ 「健康長寿のまち」の推進
- ◆ 「まちは劇場」の推進
- ◆ 「安全・安心のまち」の推進



暮らしの充実

- ・静岡特有の快適な居住環境を活かし、自分らしく暮らせるまちづくりを推進することで、住み続けられるまちを目指す
- ・静岡特有の文化・芸術などを活かし、シビックプライドの醸成を図ることで、住み続けられるまちを目指す

【7大構想の目標キーワード】

歴史文化

- ・駿府城公園周辺の魅力向上
- ・「平和都市・静岡」のアピール
- ・街道観光（東海道沿線）の推進

海洋文化

- ・海洋関連産業の振興の推進
- ・海を取り巻く環境の保全
- ・海洋人材の育成
- ・海洋交流の促進

教育・スポーツ文化

- ・生涯にわたって学ぶ機会の創出
- ・スポーツに親しむ環境の創出
- ・オープンイノベーションによる付加価値創出

森林文化

- ・わさび・茶などの地域資源の継承
- ・地域ブランドの普及化、定着化
- ・サステナビリティの向上
- ・木育の推進

健康長寿のまち

- ・いつまでも健康で人生を楽しむ
- ・住み慣れた地域で、自分らしく暮らす

まちは劇場

- ・気軽に楽しむことができる仕掛けづくり
- ・芸術文化等への参加の促進
- ・公共空間の積極的な活用

安全・安心のまち

- ・防災情報の共有や市民の意識の醸成
- ・ソフト的な取組を推進
- ・広域連携・企業連携体制の強化

(仮)世界に輝く静岡の実現

成熟都市 =
経済の活性化+暮らしの充実

世界に輝く静岡とは「世界中から人が集まるまち(定住人口、交流人口、関係人口)」

- ① 世界中から人を集めるためには、静岡市が輝いて目立っていないなければならない。
- ② 静岡市が輝くためには、ハードの磨き上げとともに、市民のQOLの向上が重要。

『静岡らしさの追求』

実現のために配慮するポイント

SDGs

グリーン

デジタル

基本構想の実現を牽引する主要な取組

7大構想

世界に存在感を示す4つの拠点づくり

地域経済の活性化

「静岡」
歴史文化

「清水」
海洋文化

「東静岡・草薙」
教育・スポーツ
文化

「中山間地」
森林文化

生活の質を高める3つの仕組づくり

生活の質の向上

生活の維持

「まちは劇場」
の推進

「健康長寿の
まち」の推進

「安全・安心の
まち」の推進

※7大構想はロジックモデルを作成し、プログラム評価を実施する

基本構想の実現のベースとなる取組

10の基本分野

観光
交流

農林
水産

商工・
物流

文化・
スポーツ

子ども・
教育

都市・
交通

社会
基盤

健康・
福祉

防災・
消防

生活
環境

取組を支える視点 (都市経営と市民自治)

市民との協働

民間活力の導入

アセット
マネジメント

広域行政